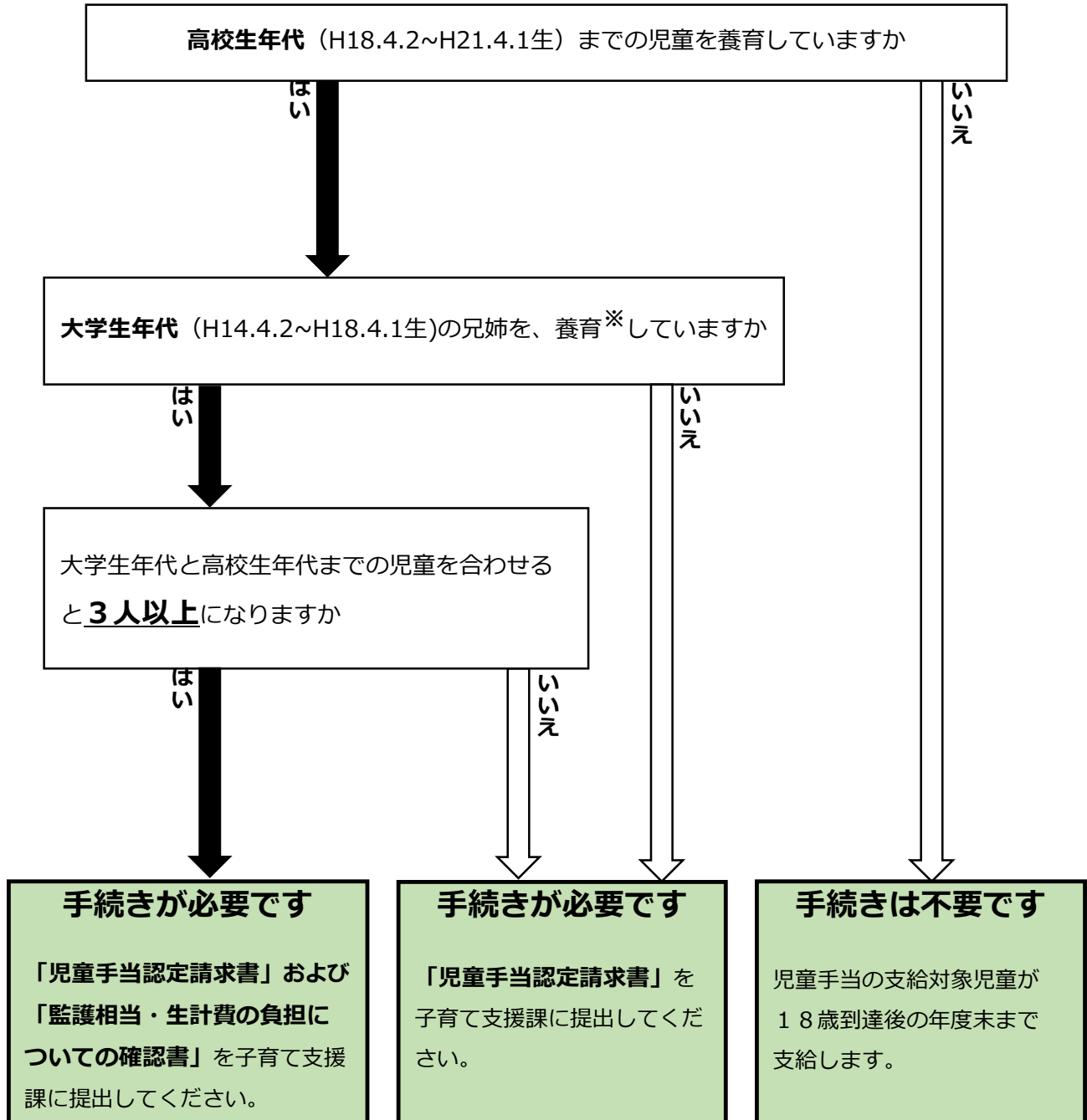


児童手当・特例給付を受給していない方へ

現在、本市で児童手当・特例給付を受給していない方専用のフローチャートです。

ご確認いただき、手続きが必要な場合は必要書類をご提出いただきますよう、お願いいたします。



※ 大学生年代の子が就職している場合、養育者が生計費（食費や光熱水費等）を負担しているとき、養育とみなすことができます。

担当：白石市保健福祉部子育て支援課 総務係
電話：0224-26-8836